



2020年3月23日



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

SFE/SFC 認定制度 カラム第1号案件を認定しました

高圧ガス保安協会は、ジーエルサイエンス株式会社より、SFE/SFC 認定申請を受け、2020年1月22日付けでSFE/SFC 認定制度のカラムに対する第1号案件として認定いたしました。

本認定制度は、平成28年11月1日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正により、一定の要件を満たすことにより法の適用除外となった分析機器に対し、法の適用除外の要件を満足し、装置使用者の安全の確保を目的とした自主基準である KHK/JAIMA S 0901(2018) に適合していることを認定するものです。

平成28年11月1日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正により、一定の要件を満たした分析機器内の高圧ガスは高圧ガス保安法（以下「法」という。）の適用除外となりました。これにより、従来、高圧ガスの製造設備として法の規制を受けていた超臨界流体抽出装置及び／又は超臨界流体クロマトグラフィーシステム（SFE/SFC）は、一定の要件を満たす場合、法の適用除外となることとなりました。

これを受け、高圧ガス保安協会（KHK）と一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）は、法の適用除外となった以降も、SFE/SFC の使用者の保安を確保するための自主基準が必要と考え、さらに高圧ガス保安法の考え方を尊重し、『KHK/JAIMA S 0901(2018) 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』を共同で制定しました。

KHK/JAIMA S 0901(2018) は、装置使用者の安全の確保を目的として、法の適用除外要件に該当するSFE/SFC を適用範囲とし、装置製造者・販売業者に向けた基準となっております。その内容には、装置使用者の安全の確保をするため、装置納入時にユーザーへ提出する書類、装置の運用に関するガイドラインの作成、装置及びカラムに係る技術上の基準を定めております。

KHK は、皆様からのニーズにお答えし、KHK が今まで携わってきた高圧ガス保安法の知見を活かし、KHK/JAIMA S 0901(2018)を活用したさらなる保安確保のため、SFE/SFC 認定制度を創設し、これまで装置に対して4件を認定しています。

今回、カラムに対する認定の申請があり、カラムに対する第1号案件として認定したものです。

本制度は、法令上の制度ではなく、KHK の自主的な制度として実施しております。

○ 認定の内容

ジーエルサイエンス株式会社

認定番号 5001 認定区分 カラム

SFC 対応カラム 5 μ m ϕ 2.1 カラム SF19201

認定番号 5002 認定区分 カラム

SFC 対応カラム 5 μ m ϕ 4.6 カラム SF19001

（第2号も同時に認定しております。）



2020年3月10日、カラムに対する第1号案件を記念し、認定証の手交を当協会内で行いました。

ジーエルサイエンス株式会社よりご関係者様3名にご出席いただき、当協会理事より認定証をお渡しいたしました。



(左) ジーエルサイエンス株式会社 営業本部 営業企画部長 大窪 泰二 様

(右) 高圧ガス保安協会 理事 杉浦 好之



(左から) 上田様、青山様、大窪様 (ジーエルサイエンス株式会社)、杉浦 (高圧ガス保安協会)

(認定制度、認定された装置及びカラムについては、以下Webサイトでご紹介しております。)
https://www.khk.or.jp/inspection_certification/machine_facility/sfesfc_apprv.html



【本発表に関するお問合せ先】

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：畑山

電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163

Mail：hpg@khk.or.jp URL：www.khk.or.jp